

退職者生命共済事業規程

第1章 総 則

（通 則）

第1条 情報産業労働組合連合会（以下「情報労連」という）は、情報労連規約第11条2項により情報産業労働組合連合会共済事業本部（略称「労連共済本部」という）を設置し、定められた情報産業労働組合連合会事業規約（以下「事業規約」という）に基づき、規約第3条（2）①に定める「退職者生命共済」「医療保険」の事業を行う。

（事 業）

第2条 労連共済本部は、共済契約者から共済契約掛金の支払いを受け、その共済契約者に対し共済期間中に生じた死亡発生により共済金を支払う事業（この事業にかかわる契約を以下「この契約」という）を行う。

2 医療保険は、入院・手術および無事故等に対して保険金を支払うものであり、以下各号のとおり取り扱う。

（1）医療保険は、会員本人を保険契約者とし、会員本人あるいは配偶者を被保険者とする保険契約であり、ジブラルタ生命保険株式会社（以下「保険会社」という）を引受会社とする「無配当医療保険02」により運用し、同約款の定めによるものとする

（2）医療保険の保険料については、（別表4）のとおりとする

（共済契約者の範囲）

第3条 共済契約者となることができる者は、この組合の「退職者の会」および「退職者ネットワーク」会員（以下「組合員」という）とその配偶者とする。

（契約年齢の計算）

第4条 生命共済の契約者における契約年齢は、この契約の発行日現在の満年齢で計算し、1年に満たない端数については切り捨てるものとする。

（共済期間と加入タイプ）

第5条 この契約にかかる共済期間は、加入タイプにより次のとおりとする。

- ・ B1タイプ・・・加入日から満60歳到達日直後の8月末日まで
- ・ B2タイプ・・・加入日から満80歳到達日直後の8月末日まで
- ・ B3タイプ・・・加入日から終身

2 加入タイプ別の共済内容は（別表1）のとおり

（共済金の受取人）

第6条 共済契約者が死亡したときの共済金受取人は次の各号に掲げる者とする。

（1）共済契約者の配偶者（共済契約者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）

- (2) 子、父母、孫、祖父母、および兄弟姉妹で、共済契約者の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
 - (3) 前項に掲げる者のほか、共済契約者の死亡当時、主としてその共済契約者の収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母、および兄弟姉妹で(2)に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が共済金を受ける順位は、前項の各号の順位により、(2)および(4)に掲げる者のうちにあつては同(2)、(4)に掲げる順位による。
- この場合において、父母については養父母を先とし、実父母を後とする。また祖父母については養父母の父母を先とし、実父母の父母を後とする。
- 3 同順位の共済金受取人が2人以上いるときは、その人数によって等分して支払う。
- 4 第1項において、同順位の共済金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定め、その代表者は他の共済金受取人を代表するものとする。
- 5 前項において、代表者が定まらないときは、労連共済本部が共済金受取人の1人に対してなした行為は、他の共済金受取人に対しても効力を有するものとする。

第2章 契 約

(契約内容の提示)

第7条 労連共済本部が共済契約を締結するときは、共済契約者に対し第1章から第4章までに定める事項のうち、この契約の内容となるものをあらかじめ正確に提示しなければならない。

(共済契約締結の要件)

第8条 この契約は、契約の発行日において、満75歳以下の者に限り締結できるものとする。

ただし、B1タイプの契約締結については満55歳以下の者に限るものとする。

(共済契約の申し込み)

第9条 この契約は、契約日2010年9月1日以降、新規契約および加入タイプの変更を行うことができないものとする。ただし、契約口数の減口および解約はできるものとする。

(共済契約の成立および発効)

第10条 労連共済本部が前条の申し込みを承諾した場合は、この契約は申込日に成立したものとみなし、第1回目掛金を納入した日の属する月の翌月1日午前零時から効力を生ずるものとする。

(契約額の限度)

第11条 この契約の共済金額は、1口100万円および50万円とし、加入タイプによる加入口数の上限は次のとおりとする。

- (1) 組合員はB1タイプ5口以内、「B2タイプ+B3タイプ」で5口以内、合計10口以内とする
- (2) 配偶者は「B2タイプ+B3タイプ」で3口以内かつ主たる契約者(組合員)の加入口数以内とする

(3) 50万円は次のとおりとする

- ① 組合員・配偶者ともに1口を限度とし、各タイプのいずれか1つを選択する
- ② 配偶者はB2、B3から選択する

ただし、配偶者のみの加入はできない

(共済契約の掛金額)

第12条 この共済における共済掛金については、加入タイプ別および加入時年齢別等により(別表2・3)のとおり定めるものとする。(別表2は100万円、別表3は50万円)

2 前項により決定した共済掛金で(別表1)の③「掛金払込期間」(歳)まで同一金額を支払うものとする。

3 前項2項について、第13条のただし書きに該当する場合は第2回掛金(9月1日年払分)とする。

(共済契約掛金の払込方法および払込場所)

第13条 この契約の掛金の払込方法は、9月1日から翌年8月31日を基本サイクルとした年払とする。

ただし、9月1日以外の加入については、該当加入月(発効日の属する月)から直後の8月末までの間の、「短期一括払掛金」を次のとおり計算し、これを第9条の第1回掛金とする。

$$\text{短期一括払掛金} = \left[\frac{(\text{別表2・3}) \text{の掛金}}{12} \right] \times m \times \text{加入口数}$$

- ・ (別表2・3)の掛金：発効日現在の満年齢による年払掛金
- ・ m：発効日の属する月から直後8月末までの月数
- ・ $\left[\frac{(\text{別表2・3}) \text{の掛金}}{12} \right]$ ：左式の計算結果円未満切上げ

(第2回以後の共済契約掛金の払込期日)

第14条 第2回以後の掛金払込期日は、この契約の次年度における払込応当日(9月1日)の前日とする。

(共済契約掛金の払込猶予期間および共済契約の失効)

第15条 第2回以後の共済契約掛金の払い込みについては、払込期日から3ヵ月の猶予期間を設ける。

2 前項の猶予期間内に、当該掛金が払い込まれなかったときは、この契約は払込期日の翌日午前零時に遡って失効する。

第3章 共済金の支払いおよび請求

(共済金の支払い)

第16条 労連共済本部は、共済契約者が共済期間中に死亡した場合には、死亡時点における加入共済金を支払うものとする。

(共済契約掛金の払込猶予期間中の共済金支払い)

第17条 労連共済本部は、共済契約掛金の払込猶予期間中に共済金支払の事由が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済契約掛金があるときは、共済金から未払込共済契約掛金を差し引いて支払うことができるものとする。

(生死不明の場合の共済金の支払い)

第18条 労連共済本部は、共済契約者の生死が不明の場合においても、死亡したものと認めたときは、死亡共済金を共済金受取人に支払う。

(共済金の返還)

第19条 前条の定めにより生死が不明な場合において、労連共済本部が共済金を支払ったのちに生存が判明したときは、共済金受取人はすでに支払われた共済金を労連共済本部に返還しなければならない。

(共済金を支払わない場合)

第20条 労連共済本部は、次の各号のいずれかに該当する場合は、死亡共済金を支払わない。

- (1) 共済事由の発生が共済金受取人の故意または重大な過失によるとき
- (2) 共済金受取人が書類に故意に不実のことを表示し、またはそれらの書類を偽造したとき

(共済金の請求)

第21条 共済金受取人は、第16条に定める共済金の支払事由が発生したことを知ったときは、労連共済本部が定める書式による「共済金請求書」、「死亡診断書」、および組合が必要とするその他の書類をこの組合に提出し、共済金の支払いを請求するものとする。

2 前項において、組合が必要とするその他の書類は、次の各号に定める書類をいう。

- (1) 戸籍全部事項証明書および印鑑証明書等、共済金受取人を確認するための書類
- (2) 共済金受取人が2人以上いる場合、同順位者の委任状および印鑑証明書等、共済受取人の代表者を確認するための書類ならびに誓約書
- (3) 共済金受取人が未成年者および成年後見人等の制限行為能力者の場合、戸籍全部事項証明書および登記事項証明書等、法定代理権を確認するための書類
- (4) 共済受取人が行方不明となっている場合、財産管理人選任の審判書の写し等、不在者財産管理人の権限を証する書類

3 この共済金の請求権は、共済金受取人が共済事由の発生を知った日から3年間とし、その間に共済金請求手続なき場合は、当該請求権は時効により消滅する。

第4章 その他

（支払備金および責任準備金）

第22条 労連共済本部は、毎事業年度末において、支払備金および責任準備金を積み立てるものとする。

（異議の申し立て）

第23条 共済契約および共済金の支払いに関する労連共済本部の処分に不服がある共済契約者または共済金受取人は、労連共済本部に対して異議の申し立てをすることができる。

2 前項の異議申し立ては、労連共済本部の処分があったことを知った日から30日以内に書面をもってしなければならない。

3 第1項の定めによる異議の申し立てがあったときは、労連共済本部は異議申し立てを受けた日から30日以内に審査を行い、その結果を異議の申し立てをした者に通知しなければならない。

（規程の改廃）

第24条 この規程の改廃ならびに事業の運営にあたっての必要な事項は、情報労連全国大会もしくは中央委員会において、承認を得なければならない。

付 則

（施行期日）

この事業規程は、2002年1月1日から一部改正施行する。

この事業規程は、2006年7月20日から一部改正施行する。

この事業規程は、2008年7月17日から一部改正施行する。

この事業規程は、2010年9月 1日から一部改正施行する。

この事業規程は、2021年2月 1日から一部改正施行する。

この事業規程は、2022年7月29日から一部改正施行する。

この事業規程は、2023年7月13日から一部改正施行する。

(別表 1)

加入タイプ別の共済内容

Rは加入時年齢
(30 歳以上)

②	入タイプ	加	②加入年 齢範囲 (歳)	③掛金払 込期間 (歳)	④死亡保 障期間 (歳)	⑤払 込方 法
	B 1		R ～ 5 5	5 9	6 0	年払 い
	B 2		R ～ 7 5	7 9	8 0	
	B 3		R ～ 7 5	7 9	終身	

(別表 2)

《あいあい》100万円保障・共済掛金表

加入時の年齢	男性		
	年払共済掛金(1口100万円あたり)		
	B1	B2	B3
30	4,113	9,545	15,425
31	4,211	9,811	15,899
32	4,316	10,090	16,397
33	4,426	10,382	16,919
34	4,543	10,688	17,467
35	4,667	11,007	18,042
36	4,797	11,342	18,646
37	4,934	11,692	19,280
38	5,079	12,058	19,947
39	5,231	12,441	20,649
40	5,392	12,842	21,388
41	5,561	13,263	22,167
42	5,739	13,704	22,989
43	5,925	14,165	23,856
44	6,120	14,648	24,773
45	6,324	15,154	25,741
46	6,540	15,686	26,768
47	6,769	16,245	27,859
48	7,015	16,835	29,019
49	7,278	17,457	30,256
50	7,563	18,113	31,576
51	7,869	18,805	32,986
52	8,198	19,535	34,495
53	8,551	20,303	36,110
54	8,926	21,110	37,841
55	9,320	21,956	39,698
56		22,842	41,695
57		23,770	43,845
58		24,742	46,170
59		25,762	48,692
60		26,843	51,447
61		27,998	54,478
62		29,227	57,822
63		30,531	61,524
64		31,919	65,649
65		33,413	70,291
66		35,017	75,549
67		36,729	81,540
68		38,555	88,435
69		40,504	96,467
70		42,581	105,954
71		44,795	117,359
72		47,153	131,370
73		49,662	149,064
74		52,328	172,228
75		55,154	204,064

加入時の年齢	女性		
	年払共済掛金(1口100万円あたり)		
	B1	B2	B3
30	2,867	5,933	13,828
31	2,923	6,079	14,242
32	2,981	6,229	14,674
33	3,042	6,386	15,125
34	3,105	6,549	15,598
35	3,171	6,718	16,093
36	3,239	6,893	16,610
37	3,309	7,075	17,153
38	3,381	7,265	17,723
39	3,457	7,462	18,321
40	3,535	7,667	18,950
41	3,617	7,881	19,612
42	3,701	8,104	20,310
43	3,788	8,336	21,046
44	3,878	8,578	21,822
45	3,971	8,831	22,644
46	4,069	9,095	23,514
47	4,170	9,371	24,438
48	4,274	9,659	25,418
49	4,380	9,961	26,461
50	4,489	10,277	27,573
51	4,600	10,607	28,760
52	4,713	10,955	30,031
53	4,832	11,321	31,396
54	4,959	11,709	32,866
55	5,092	12,119	34,453
56		12,553	36,171
57		13,013	38,036
58		13,503	40,069
59		14,023	42,291
60		14,579	44,733
61		15,176	47,429
62		15,819	50,422
63		16,511	53,760
64		17,253	57,502
65		18,049	61,724
66		18,903	66,524
67		19,821	72,031
68		20,807	78,413
69		21,867	85,899
70		23,006	94,809
71		24,232	105,603
72		25,552	118,967
73		26,972	135,975
74		28,498	158,405
75		30,139	189,447

(別表 3)

加入時の 年齢	男性		
	年払共済掛金(50万円あたり)		
	B1	B2	B3
30	2,057	4,773	7,713
31	2,106	4,906	7,950
32	2,158	5,045	8,199
33	2,213	5,191	8,460
34	2,272	5,344	8,734
35	2,334	5,504	9,021
36	2,399	5,671	9,323
37	2,467	5,846	9,640
38	2,540	6,029	9,974
39	2,616	6,221	10,325
40	2,696	6,421	10,694
41	2,781	6,632	11,084
42	2,870	6,852	11,495
43	2,963	7,083	11,928
44	3,060	7,324	12,387
45	3,162	7,577	12,871
46	3,270	7,843	13,384
47	3,385	8,123	13,930
48	3,508	8,418	14,510
49	3,639	8,729	15,128
50	3,782	9,057	15,788
51	3,935	9,403	16,493
52	4,099	9,768	17,248
53	4,276	10,152	18,055
54	4,463	10,555	18,921
55	4,660	10,978	19,849
56		11,421	20,848
57		11,885	21,923
58		12,371	23,085
59		12,881	24,346
60		13,422	25,724
61		13,999	27,239
62		14,614	28,911
63		15,266	30,762
64		15,960	32,825
65		16,707	35,146
66		17,509	37,775
67		18,365	40,770
68		19,278	44,218
69		20,252	48,234
70		21,291	52,977
71		22,398	58,680
72		23,577	65,685
73		24,831	74,532
74		26,164	86,114
75		27,577	102,032

加入時の 年齢	女性		
	年払共済掛金(50万円あたり)		
	B1	B2	B3
30	1,434	2,967	6,914
31	1,462	3,040	7,121
32	1,491	3,115	7,337
33	1,521	3,193	7,563
34	1,553	3,275	7,799
35	1,586	3,359	8,047
36	1,620	3,447	8,305
37	1,655	3,538	8,577
38	1,691	3,633	8,862
39	1,729	3,731	9,161
40	1,768	3,834	9,475
41	1,809	3,941	9,806
42	1,851	4,052	10,155
43	1,894	4,168	10,523
44	1,939	4,289	10,911
45	1,986	4,416	11,322
46	2,035	4,548	11,757
47	2,085	4,686	12,219
48	2,137	4,830	12,709
49	2,190	4,981	13,231
50	2,245	5,139	13,787
51	2,300	5,304	14,380
52	2,357	5,478	15,016
53	2,416	5,661	15,698
54	2,480	5,855	16,433
55	2,546	6,060	17,227
56		6,277	18,086
57		6,507	19,018
58		6,752	20,035
59		7,012	21,146
60		7,290	22,367
61		7,588	23,715
62		7,910	25,211
63		8,256	26,880
64		8,627	28,751
65		9,025	30,862
66		9,452	33,262
67		9,911	36,016
68		10,404	39,207
69		10,934	42,950
70		11,503	47,405
71		12,116	52,802
72		12,776	59,484
73		13,486	67,988
74		14,249	79,203
75		15,070	94,724

(別表 4)

退職者生命共済「医療保険」保険料表

((医) 集団月払)

2006年9月1日現在

新規・更新契約用			
年齢	保険期間	男性	女性
30	5年	2,670	2,670
31	5年	2,690	2,690
32	5年	2,705	2,710
33	5年	2,715	2,715
34	5年	2,735	2,735
35	5年	2,750	2,755
36	5年	2,775	2,780
37	5年	2,805	2,805
38	5年	2,830	2,830
39	5年	2,870	2,865
40	5年	2,905	2,910
41	5年	2,945	2,950
42	5年	2,995	3,000
43	5年	3,050	3,055
44	5年	3,105	3,105
45	5年	3,165	3,170
46	5年	3,225	3,225
47	5年	3,285	3,290
48	5年	3,350	3,350
49	5年	3,410	3,410
50	5年	3,475	3,485
51	5年	3,530	3,540
52	5年	3,600	3,610
53	5年	3,665	3,675
54	5年	3,745	3,750
55	5年	3,835	3,845
56	5年	3,950	3,960
57	5年	4,085	4,100
58	5年	4,250	4,265
59	5年	4,450	4,465
60	5年	4,655	4,670
61	5年	4,885	4,890
62	5年	5,115	5,125
63	5年	5,360	5,365
64	5年	5,615	5,630
65	5年	5,885	5,895
66	5年	6,160	6,165
67	5年	6,450	6,455
68	5年	6,745	6,745
69	5年	7,050	7,050
70	5年	7,375	7,370

更新契約用			
年齢	保険期間	男性	女性
71	5年	7,725	7,715
72	5年	8,095	8,080
73	5年	8,505	8,475
74	5年	8,930	8,895
75	5年	9,375	9,330
76	5年	9,825	9,775
77	5年	10,315	10,245
78	5年	10,845	10,760
79	5年	11,415	11,315
80	5年	12,050	11,930
81	5年	12,750	12,605
82	5年	13,500	13,330
83	5年	14,315	14,115
84	5年	15,180	14,945
85	5年	16,135	15,850
86	4年	16,795	16,430
87	3年	17,590	17,085
88	2年	18,930	18,065
89	1年	24,485	21,365

※契約年齢について

契約年齢は契約日（計算基準日）における満年齢で計算し、1年未満の端数について、6ヶ月以下の場合は切り捨て、6ヶ月を超える場合には満年齢に1歳加算した年齢となる。

※「医療保険」はジブラルタ生命保険株式会社を引受保険会社とする無配当医療保険02(定期型)です。